

報告第 12 号

小城市保育所等施設整備事業費補助金交付要綱の
一部を改正する告示

このことについて、別紙のとおり報告する。

平成 29 年 6 月 23 日提出

小城市教育委員会 教育長 大野 敬一郎

提案理由

国の「平成 29 年度（平成 28 年度からの繰越分）保育所等整備交付金交付要綱」に基づき事業を実施するため、小規模保育事業所の新設、修理、改造、又は整備及び保育所等、保育所機能部分又は小規模保育所の防犯対策の強化に係る事業を追加する。

小城市告示第 号

小城市保育所等施設整備事業費補助金交付要綱の一部を改正する告示

小城市保育所等施設整備事業費補助金交付要綱(平成 28 年小城市告示第 120 号)の一部を次のように改正する。

第 1 条中「保育所等又は保育所機能等部分の新設、修理、又は整備並びに保育所等、保育所機能部分又は小規模保育事業所の防音壁の整備に要する経費」を「別表に要する経費」に改める。

第 2 条中「平成 28 年度(平成 27 年度からの繰越分)保育所等整備交付金交付要綱(平成 28 年 9 月 9 日付け厚生労働省発雇児 0909 第 7 号厚生労働事務次官通知。以下「国交付要綱」という)」を「平成 29 年度(平成 28 年度からの繰越分)保育所等整備交付金交付要綱(平成 29 年 3 月 31 日付け厚生労働省発雇児 0331 第 7 号厚生労働事務次官通知。以下「国交付要綱」という。)」に改める。

第 4 条第 1 項中「法人」の次に「又は個人」を加える。

別表を次のように改める。

整備区分	基準額（ア）	基準額（イ）
<p>(1) 保育所等の新設、 修理、改造又は整 備</p>	<p>工事請負契約等を締結する 単位ごとに、国交付要綱別表 1－1（算定基準）及び別表 2－1（交付基準額表）で定 める基準により算出した基 準額を合計した交付基礎額</p>	<p>工事請負契約等を締結する単 位ごとに、国交付要綱別表 1 － 1（算定基準）で定める対象 経費の実支出額と、総事業費 から寄付金その他の収入額を 控除した額を比較していづれ か少ない方の額に 4 分の 3 を 乗じた額</p>
<p>(2) 保育所機能部分 の新設、修理、改 造又は整備</p>	<p>工事請負契約等を締結する 単位ごとに、国交付要綱別 表 1－3（算定基準）及び別 表 2－5（交付基準額表）で 定める基準により算出した 基準額を合計した交付基礎 額</p>	<p>工事請負契約等を締結する 単位ごとに、国交付要綱別 表 1－3（算定基準）で定め る対象経費の実支出額と、 総事業費から寄付金その他 の収入額を控除した額を比 較していづれか少ない方の 額に 4 分の 3 を乗じた額</p>
<p>(3) 小規模保育事業 所の新設、修理、 改造又は整備</p>	<p>工事請負契約等を締結する 単位ごとに、国交付要綱別 表 1－5（算定基準）及び別 表 2－8（交付基準額表）で 定める基準により算出した 基準額</p>	<p>工事請負契約等を締結する 単位ごとに、国交付要綱別 表 1－5（算定基準）で定め る対象経費の実支出額と、 総事業費から寄付金その他 の収入額を控除した額を比 較していづれか少ない方の 額に 4 分の 3 を乗じた額</p>
<p>(4) 保育所等、保育所 機能部分又は小 規模保育事業所 の防音壁の整備</p>	<p>工事請負契約等を締結する 単位ごとに、国交付要綱別 表 1－7（算定基準）で定め る基準により算出した基準 額</p>	<p>工事請負契約等を締結する 単位ごとに、国交付要綱別 表 1－7（算定基準）で定め る対象経費の実支出額と、 総事業費から寄付金その他</p>

		の収入額を控除した額を比較していずれか少ない方の額に4分の3を乗じた額
(5) 保育所等又は小規模保育事業所の防犯対策の強化に係る整備	工事請負契約等を締結する単位ごとに、国交付要綱別表1-8(算定基準)で定める基準により算出した基準額	工事請負契約等を締結する単位ごとに、国交付要綱別表1-8(算定基準)で定める対象経費の実支出額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額を比較していずれか少ない方の額に4分の3を乗じた額

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

小城市保育所等施設整備事業費補助金交付要綱(平成28年小城市告示第120号)新旧対照表

現行	改正後（案）
<p style="text-align: center;">○小城市保育所等施設整備事業費補助金交付要綱</p> <p style="text-align: right;">平成28年9月11日 告示第120号</p> <p>（趣旨）</p> <p>第1条 この告示は、保育所等待機児童の解消を図るため、<u>保育所等又は保育所機能部分の新設、修理、改造又は整備並びに保育所等、保育所機能部分又は小規模保育事業所の防音壁の整備に要する経費</u>に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その補助金に関しては、小城市補助金等交付規則(平成17年小城市規則第39号。以下「規則」という。)の定めるもののほか、この告示の定めるところによる。</p> <p>（定義）</p> <p>第2条 この告示において「保育所等」、「保育所機能部分」及び「小規模保育事業所」とは、<u>平成28年度(平成27年度からの繰越分)保育所等整備交付金交付要綱(平成28年9月9日付け厚生労働省発雇児0909第7号厚生労働事務次官通知。以下「国交付要綱」という)第4に掲げる施設をいう。</u></p> <p>（補助事業者）</p> <p>第4条 補助の交付を受けることができるもの(以下「補助事業者」とい</p>	<p style="text-align: center;">○小城市保育所等施設整備事業費補助金交付要綱</p> <p style="text-align: right;">平成28年9月11日 告示第120号</p> <p>（趣旨）</p> <p>第1条 この告示は、保育所等待機児童の解消を図るため、<u>別表に要する経費</u>に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その補助金に関しては、小城市補助金等交付規則(平成17年小城市規則第39号。以下「規則」という。)の定めるもののほか、この告示の定めるところによる。</p> <p>（定義）</p> <p>第2条 この告示において「保育所等」、「保育所機能部分」及び「小規模保育事業所」とは、<u>平成29年度(平成28年度からの繰越分)保育所等整備交付金交付要綱(平成29年3月31日付け厚生労働省発雇児0331第7号厚生労働事務次官通知。以下「国交付要綱」という。)</u>第4に掲げる施設をいう。</p> <p>（補助事業者）</p> <p>第4条 補助の交付を受けることができるもの(以下「補助事業者」とい</p>

う。)は、国交付要綱に定める整備対象施設の設置主体である法人____
____であって、市長が適当と認めるものとする。

別表(第5条関係)

整備区分	基準額(ア)	基準額(イ)
(1) 保育所等の新 設、修理、改造 又は整備	工事請負契約等を締結する 単位ごとに、国交付要綱別 表1—1(算定基準)及び別表 2—1(交付基準額表)で定め る基準により算出した基準 額を合計した交付基礎額	工事請負契約等を締結する 単位ごとに、国交付要綱別表 1—1(算定基準)で定める対 象経費の実支出額と、総事業 費から寄付金その他の収入 額を控除した額を比較して いずれか少ない方の額に4分 の3を乗じた額
(2) 保育所機能部分 の新設、修理、 改造又は整備	工事請負契約等を締結する 単位ごとに、国交付要綱別 表1—3(算定基準)及び別表 2—5(交付基準額表)で定め る基準により算出した基準 額を合計した交付基礎額	工事請負契約等を締結する 単位ごとに、国交付要綱別表 1—3(算定基準)で定める対 象経費の実支出額と、総事業 費から寄付金その他の収入 額を控除した額を比較して いずれか少ない方の額に4分 の3を乗じた額
(3) 保育所等、保育	工事請負契約等を締結する 単位ごとに、国交付要綱別	工事請負契約等を締結する 単位ごとに、国交付要綱別表

う。)は、国交付要綱に定める整備対象施設の設置主体である法人又は
個人であって、市長が適当と認めるものとする。

別表(第5条関係)

整備区分	基準額(ア)	基準額(イ)
(1) 保育所等の新 設、修理、改造 又は整備	工事請負契約等を締結する 単位ごとに、国交付要綱別 表1—1(算定基準)及び別表 2—1(交付基準額表)で定め る基準により算出した基準 額を合計した交付基礎額	工事請負契約等を締結する 単位ごとに、国交付要綱別表 1—1(算定基準)で定める対 象経費の実支出額と、総事業 費から寄付金その他の収入 額を控除した額を比較して いずれか少ない方の額に4分 の3を乗じた額
(2) 保育所機能部分 の新設、修理、 改造又は整備	工事請負契約等を締結する 単位ごとに、国交付要綱別 表1—3(算定基準)及び別表 2—5(交付基準額表)で定め る基準により算出した基準 額を合計した交付基礎額	工事請負契約等を締結する 単位ごとに、国交付要綱別表 1—3(算定基準)で定める対 象経費の実支出額と、総事業 費から寄付金その他の収入 額を控除した額を比較して いずれか少ない方の額に4分 の3を乗じた額
(3) 小規模保育事業	工事請負契約等を締結する 単位ごとに、国交付要綱別	工事請負契約等を締結する 単位ごとに、国交付要綱別表

<p>所機能部分又は小規模保育事業所の防音壁の整備</p>	<p>表1—5(算定基準)及び別表1—5(交付基準額表)で定める基準により算出した基準額</p>	<p>1—5(算定基準)で定める対象経費の実支出額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額を比較していずれか少ない方の額に4分の3を乗じた額</p>	<p>所の新設、修理、改造又は整備</p>	<p>表1—5(算定基準)及び別表2—8(交付基準額表)で定める基準により算出した基準額</p>	<p>1—5(算定基準)で定める対象経費の実支出額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額を比較していずれか少ない方の額に4分の3を乗じた額</p>
			<p>(4) 保育所等、保育所機能部分又は小規模保育事業所の防音壁の整備</p>	<p>工事請負契約等を締結する単位ごとに、国交付要綱別表1—7(算定基準)及び別表1—7(交付基準額表)で定める基準により算出した基準額</p>	<p>工事請負契約等を締結する単位ごとに、国交付要綱別表1—7(算定基準)で定める対象経費の実支出額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額を比較していずれか少ない方の額に4分の3を乗じた額</p>
			<p>(5) 保育所等又は小規模保育事業所の防犯対策の強化に係る整備</p>	<p>工事請負契約等を締結する単位ごとに、国交付要綱別表1—8(算定基準)及び別表1—8(交付基準額表)で定める基準により算出した基準額</p>	<p>工事請負契約等を締結する単位ごとに、国交付要綱別表1—8(算定基準)で定める対象経費の実支出額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額を比較していずれか少ない方の額に4分の3を乗じた額</p>